

那珂川町建設工事請負業者選定要綱（平成17年那珂川町告示第49号）新旧対照表

改正後			改正前		
(請負対象額の基準)			(請負対象額の基準)		
第7条 建設業者に対する各等級別の発注の請負対象額の基準は、次のとおりとする。			第7条 建設業者に対する各等級別の発注の請負対象額の基準は、次のとおりとする。		
建設業者	請負対象額		建設業者	請負対象額	
の級別	土木一式工事	建築一式工事	の級別	土木一式工事	建築一式工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	A級	1,500万円以上	4,000万円以上
B級	1,000万円未満	1,000万円未満	B級	1,500万円未満	4,000万円未満
建設業者	請負対象額		建設業者	請負対象額	
の級別	管及び電気工事	舗装工事	の級別	管及び電気工事	その他の建設工事
A級	500万円以上	500万円以上	A級	1,000万円以上	3,000万円以上
B級	500万円未満	500万円未満	B級	1,000万円未満	3,000万円未満
建設業者	請負対象額				
の級別	その他の建設工事				
A級	500万円以上				
B級	500万円未満				

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。